

事 務 連 絡  
平成30年12月6日

各都道府県文化財主管課 御中

文化庁文化資源活用課

「文化財多言語解説整備事業」に係る留意事項について

平素より、文化財行政の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記事業につきまして、文化財多言語解説整備事業費補助金（文化財多言語解説整備事業）交付要綱及び文化財多言語解説整備事業国庫補助要項を周知しているところですが、同要項における補助金の額につきまして、下記のとおり留意事項を記しますので、内容についてご承知いただき、補助事業の実施のための参考としていただけますようお願いいたします。

記

1. 要項6による補助金の額について

1) 要項による補助金の額は、以下の考え方で調整する。

①複数の文化財を一体として多言語解説整備を行うこと。

対象の指定文化財が3つ以上ある場合：5%加算

②訪日外国人旅行者数や満足度に高く寄与すると認められること。

ア. 平成29年から目標設定年度までの外国人旅行者の増加率

1. 5倍以上：5%加算、2倍以上：10%加算

イ. 目標設定年度（最短5年後で設定する）の満足度 80%以上：5%加算

③事業規模

1, 000万円以上：5%加算

④補助事業者の財政規模

ア. 補助事業者が地方公共団体の場合

当該年度の前々年度の財政力指数が0.5以下：5%加算

※財政力指数

地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値

イ. 補助事業者が営利法人である場合

補助率調整なし

ウ. 補助事業者が地方公共団体または営利法人以外である場合

当該補助事業者の事業規模指数に応じ、次に掲げる加算率を限度として補助率の加算を行うことができる。

事業規模指数 0.1 以上 : 5%加算

補助対象となる総事業費

・ 事業規模指数 =  $\frac{\text{補助対象となる総事業費}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$

・ 当該補助事業者の財政規模

A. 法人の場合

当該事業を実施する日の属する会計年度の前々年度以前3会計年度の平均収入額

B. 個人の場合

前年分の収入額

⑤補助事業の実施により、補助事業者に生じる収入が見込まれていること。

収入を見込んでいる場合 : 5%加算

⑥「観光庁多言語解説支援事業」と連携していること。

観光庁事業に採択されている場合 : 10%加算

⑦観光庁が推薦する有識者から監修を受ける場合 : 10%加算

※有識者の詳細は当課へおたずねください。

⑧先端技術を利用した解説板の新規設置に加え、複数の技術で整備していること :

10%加算

2) 要項による補助金の額のうち、「相当の収益が生じると認められる場合」については、以下の考え方とする。

①収益状況報告の対象期間

事業者が設定した目標年度までとする。(最短5年後で設定する)

②報告期限

事業実施の翌年度1年間の収益状況について、翌年度末を基準日としてその3か月以内に、第1回目の報告書を提出する。以後、5年後を目標年度とした場合、同様に4回目まで報告書を提出する。

③収益納付額の算出

A. 収益

多言語コンテンツ整備による収入額と当該コンテンツ維持管理等のために支出した額との差額を算出し、その額に全体事業費のうち補助金分の割合を掛けた額。

## イ. 収入額

### A. 整備した媒体の利用のみによる収入を徴取するケース

当該収入額をそのまま記載する。

例：アプリ等がインストールされているタブレットの貸出料、VRゴーグルの貸出料等

### B. 整備した媒体の利用を含めた収入を徴取するケース

事業者の申告により、整備した媒体利用分にかかる部分の収入額を算出。

例：30年度に、史跡●●内にQRコードから読み取れるARアプリを整備し、収入は史跡●●としての入場料を徴取するケース。特殊要因として、29年度に史跡●●の復元事業を終えて、29年度から公開しているケース。

この場合、媒体整備前の年度の入場料収入額と媒体整備後の年度の入場料収入額の増加分を算出。このうち、特殊要因としての復元事業分の収入を控除（復元事業終了前と後の入場料収入を勘案する）する。

## ウ. 維持管理経費等支出額

### A. 整備した媒体の利用のみによる維持管理経費が把握できるケース

当該維持管理経費をそのまま記載する。

例：アプリ等のメンテナンス経費、タブレット貸出等にかかる専属の人的費

### B. 整備した媒体の利用のみによる維持管理経費の区分けが難しいケース

事業者の申告により、整備した媒体利用分にかかる維持管理経費を算出。

例：入場券販売スタッフの人的費について、当該媒体整備にかかる業務分を按分等した上で計上。

## エ. 収益納付額の算出（千円未満は切り捨て）

### A. 1年目

収益額 = （多言語整備による収入額）

－ （多言語整備による維持管理経費） × 補助金／事業経費

補助率が1／3を超える場合において、その超えた部分の補助額を限度額として、当該年度の収益額を納付する。

### B. 2～4年目

A. と同様の考え方で収益額を算出

補助率が1／3を超える場合において、その超えた部分の補助額から前年度まで納付した額を控除した額を限度額として、当該年度の収益額を納付する。

## オ. 収益納付額の確定通知書の送付

提出された収益状況報告の内容を審査し、納付すべき額が生じたと認めるときは納付すべき額を、納付すべき額が生じないと認めるときにはその旨を事業者へ通知する。

## 【具体例】

### 平成 30 年度 事業実施

史跡●●に設置した看板の QR コードにスマホをかざし VR コンテンツに接続

- ・ 収入 史跡●●の入場料を 500 円/人徴取
- ・ 事業費 30,000,000 円、補助金 15,000,000 円 (5,000,000 円かさ上げ)
- ・ 特殊要因 史跡内の復元工事を実施し、34 年度から一般公開。
- ・ 平成 30 年度 (VR 整備前) の収入額 5,000,000 円、入場者 10,000 人

### 平成 31 年度 収益報告 1 年目

- ・ 入場料収入額 6,000,000 円、入場者 12,000 人
- ・ 媒体整備による収入額 1,000,000 円 (媒体整備前年度との収入差額)
- ・ 媒体整備による維持管理経費 3,000,000 円 (以降も維持管理経費が同額と想定)  
[メンテナンス経費 1,800,000 円、電気代 200,000 円、人件費 1,000,000 円]
- ・ 収益額  $(1,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円}) \times 15,000,000 / 30,000,000$   
 $= \Delta 1,000,000 \text{ 円}$  ※収益納付額 0 (収益が生じていないため)

### 平成 32 年度 収益報告 2 年目

- ・ 入場料収入額 7,000,000 円、入場者 14,000 人
- ・ 媒体整備による収入額 2,000,000 円 (媒体整備前年度との収入差額)
- ・ 媒体整備による維持管理経費 3,000,000 円 (同額と想定)
- ・ 収益額  $(2,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円}) \times 15,000,000 / 30,000,000$   
 $= \Delta 500,000 \text{ 円}$  ※収益納付額 0 (収益が生じていないため)

### 平成 33 年度 収益報告 3 年目

- ・ 入場料収入額 8,000,000 円、入場者 16,000 人
- ・ 媒体整備による収入額 3,000,000 円 (媒体整備前年度との収入差額)
- ・ 媒体整備による維持管理経費 3,000,000 円 (同額と想定)
- ・ 収益額  $(3,000,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円}) \times 15,000,000 / 30,000,000 = 0 \text{ 円}$   
※収益納付額 0 (収益が生じていないため)

### 平成 34 年度 収益報告 4 年目 (最終年度)

- ・ 入場料収入額 9,000,000 円、入場者 18,000 人
- ・ 復元工事費 50,000,000 円 (媒体整備費 30,000,000 円)
- ・ 媒体整備及び復元による収入額 4,000,000 円 (媒体整備前年度との収入差額)  
媒体整備分の収入額 (事業費比率)  
 $4,000,000 \text{ 円} \times 30,000,000 / (50,000,000 + 30,000,000) = 1,500,000 \text{ 円}$
- ・ 媒体整備による維持管理経費 3,000,000 円 (同額と想定)
- ・ 収益額  $(1,500,000 \text{ 円} - 3,000,000 \text{ 円}) \times 15,000,000 / 30,000,000$   
 $= \Delta 750,000 \text{ 円}$  ※収益納付額 0 (収益が生じていないため)